|  |
| --- |
| １.提案等に関する事項－（２）旧桔梗屋の活用 |
| ○提案する活用の用途や方法が、どのように旧桔梗屋の価値を活かし、新たな魅力を創出するかを記載すること。  ○敷地内の施設の（棟ごと）用途を平面図に記載し提出すること（建物・施設等を新設する場合はそれを含む）。  ○建物（新設を含む）の内外観や外構のイメージ図等を提出すること。 |